

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成31年3月19日

提 出 者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 久 野 三 男

## 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

最低賃金制度により、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額が法律により保障されている。そして、毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金が決定されている。

政府は、2013年の経済財政運営と改革の基本方針並びに日本再興戦略で引き上げの意向を示し、2016年6月には毎年年率3%程度を目途として引き上げ全国加重平均1000円を目指す具体的金額を閣議決定した。

現在の福島県最低賃金は、時間額772円であり、政府の目標金額とは程遠く、また、全国でも31位の低位にある。このような全国水準との乖離是正は、県内の労働者・生活者のセーフティーネット強化や内需拡大はもとより、県内の人手不足解消、生産年齢人口流出の抑制に効果があることは明らかである。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 福島県最低賃金は、政府の毎年年率3%程度を目途に引き上げ、全国平均で1000円を目指すとの決定に沿って、相応の引き上げを行うこと。
- 2 福島県内の労働力確保、人口流失抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

郡山市議会